

第 210 回：法人税の「欠損金の繰戻し還付」制度について

今回は第 209 回（法人税の繰越欠損金）にも関係がございます、欠損金の繰戻し還付制度につきまして、内容や制度を利用することによる節税効果を解説していききたいと思います。

1. 法人税の欠損金の繰戻し還付制度とは？

当期が赤字の場合、前期に納めた法人税の全部又は一部の還付が受けられる制度のことをいいます。簡単に言いますと、前期に支払った法人税を返金してもらえる制度です。

<表 1：還付が受けられる会社・受けられない会社>

	前期	今期	繰戻し還付の適用
A 社	黒字(納付)	赤字	○
B 社	黒字(納付)	黒字(納付)	×
C 社	赤字	赤字	×

2. 誰でも適用できるの？

全ての法人が、欠損金の繰戻し還付制度を利用できるわけではありません。下記の 3 つの要件を全て満たす必要があります。

- ① 資本金が 1 億円以下の法人であること。
- ② 前期・今期ともに青色申告書を提出していること
- ③ 赤字の事業年度(当期)の確定申告書・還付請求書を申告期限内に提出していること

3. いくら還付されるの？

$$\text{前期の法人税額} \times \frac{\text{今期の欠損金額 (赤字の金額)}}{\text{前期の所得金額 (黒字の金額)}} = \text{還付金額 (前期の法人税額を限度)}$$

■ 具体例

	前期の所得金額(利益)	前期の法人税額(税金)	今期の欠損金額(赤字)	還付
A 社	500万円	75万円	△500万円	75万円
B 社	500万円	75万円	△200万円	30万円

- ① A社の還付金額：75万円×500万円/500万円＝75万円 前期の法人税が全額還付
- ② B社の還付金額：75万円×200万円/500万円＝30万円 前期の法人税のうち 30万円が還付

4. 欠損金の繰戻し還付を利用しない方が良いケースはあるの？

上記1.～4.までご説明をしてきましたが、法人税率の違いにより欠損金の繰戻し還付を利用するより繰越控除を利用した方が、税金が少なくなるケースもございます。

下表3の3期目の所得が800万円を超えた場合は、比較表に記載した通り納税額に差が出ますので、繰戻し還付の利用をしない方が良いケースとなります。

<表3：納税額の比較>

	1期目の 所得500万円	2期目の 赤字△500万円	3期目の 所得1,000万円	納税額
繰戻し還付を利用した場合	75万円	△75万円	166.4万円	166.4万円
繰越控除を利用した場合	75万円	0円	75万円	150万円

※ 繰戻し還付制度の適用は法人税と地方法人税のみとなっております。

※ 地方税・消費税等につきましては、適用外となります。

以上、簡単ではございますが繰戻し還付につきましてご説明をしました。ただし、会社様ごとに制度を利用することによる有利、不利が異なりますので、詳しく知りたい方、ご不明点等ございましたらお気軽に当事務所までご相談下さい！

